

○国外留学規程

制定 昭和 48. 4.20

改正 平成元. 9.29

第 1 条 この規程は、岐阜市立女子短期大学（以下「本学」という。）の教授、助教授、講師及び助手（以下「教員」という。）の国外留学について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 国外留学を願い出ようとする者は、次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 国外留学願書（別記様式）
- (2) 履歴書
- (3) 国外留学日程
- (4) 国外留学計画
- (5) 国外留学内容
- (6) 著書及び学術論文

第 3 条 学長は、前条の書類の提出があったときは、人物及び目的が適当であるかどうか、国外留学には本学運営上の支障の有無その他諸般の事情を十分に考慮して選出しなければならない。

2 学長は、前項の選定をしたときは、当該書類に選定の理由を明記して副申書を添えて市長に決裁を受けなければならない。

第 4 条 前条第 2 項の規定により、国外留学を命ぜられた者に対しての旅費については、予算の範囲内で支給するものとする。

第 5 条 国外留学期間は 1 年以内とする。ただし、本人の願い出により特に必要と認めるときは、学長はその期間を伸縮することができる。

第 6 条 国外留学者は、帰国したときは速やかに研究の内容を知るにたる詳細な復命書を市長に提出しなければならない。

第 7 条 この規程により、市長に提出する書類は、学長を経由するものとする。

第 8 条 学長は、特に必要であると認めるときは、国外留学者に帰学を命ずることができる。

第 9 条 国外留学者は、帰学後相当期間本学に在職し、国外留学の成果を本学の教育活動に活用しなければならない。

附 則

この規程は、昭和 48 年 4 月 20 日から施行する。

この規程は、平成元年 9 月 29 日から施行する。